


|   |   |    |       |   |        |   |
|---|---|----|-------|---|--------|---|
| 所管部課  | 総務部職員課  | 部長 | 北田 和雄 |   |        |  |
| 件名  | 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |    | 区分    | ○ | 1 審議事項 |   |
| 関係事項  | 条例規則  |    |       |   |        |   |
|   | 部課機関  |    |       |   |        |   |
| 1. 要旨   |   |    |       |   |        |   |
| <p>本組合の構成団体である秋川衛生組合が、平成27年3月31日をもって解散することに伴い、本組合規約の一部を変更することが必要となった。これを受け、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から、この取扱いに準じた所要の改正を行うことについて依頼があった。</p> <p>なお、本規約は、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する事務を共同で処理するため、組織団体の協議により定められたものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 別表第1中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。</p> <p>② 別表第2第1区の項選挙区の欄中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> |   |    |       |   |        |   |
| 2. 経過 (現時点に至るまでの経過)   |   |    |       |   |        |   |
| 3. 留意事項 (問題点等)  |   |    |       |   |        |   |
| <p>一部事務組合の規約を改正するためには、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるものとされ、この協議については、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。</p>   |   |    |       |   |        |   |
| 4. 主管部処理案 (検討結果等)   |   |    |       |   |        |   |
| <p>平成27年第1回定例会に議案を提出したい。</p> <p>議決後、議決書の謄本を東京都市町村議会議員公務災害補償等組合へ提出したい。</p>   |   |    |       |   |        |   |
| 5. 審議結果   |   |    |       |   |        |   |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。